

第3章 計画の基本的な考え方

1 日立市が目指す姿

日立市は、男女がお互いの意思を尊重し協力し合う中で、それぞれが希望する生き方を実現するための多様な選択肢を提供できる環境を整えていきたいと考えています。性別にとらわれることなく、安心して理想とする生き方を追求し、個々が高め合いながら生きる。そんな一人一人のチャレンジを応援できるまちを目指していきます。

チャレンジを応援するまち ひたち

自己実現
できる

生きがい
を持てる

望む活躍が
できる

自立して
生活できる

安心して
暮らせる

2 SDGs（持続可能な開発目標）～解決のための方向性～

SDGsとは、令和12年（2030）までに持続可能でよりよい世界を目指す開発目標で、平成27年（2015）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本計画は、SDGsの目標である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた考え方を取り入れ、各施策がどのゴールを目指していくものかを示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本方針

日立市の目指す姿を実現するため、3つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女の特性や違いを認めた上で、誰もがお互いを尊重し合いながら個性と能力を発揮することができ、それぞれが自身の可能性を信じて、のびやかにかつ何度でも理想に向かってチャレンジする力を育むための意識啓発やシステムの構築を目指します。

基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

女性が、「女性」というだけで様々な可能性を諦めることがないように、働き方改革を含めた様々なシステムが円滑に機能し、それぞれがなりたい自分を容易にイメージして理想に向かってチャレンジできるような機会の創出を目指します。

基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

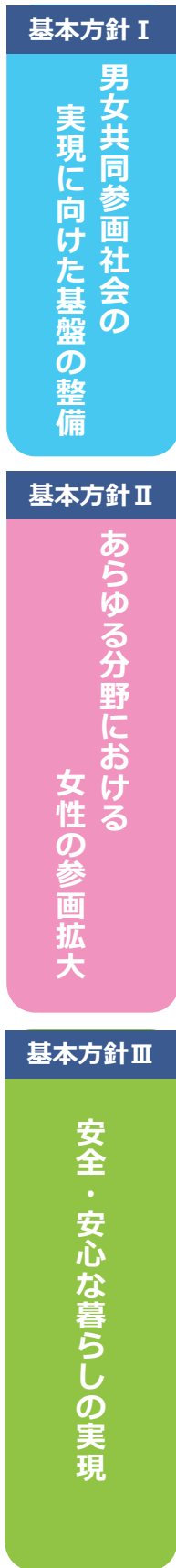
性別や置かれている環境がどのような状態であっても、暴力や貧困によって個人の可能性が脅かされることなく、生涯にわたって健康で安全に暮らすための情報提供や支援を行います。

4 計画の体系

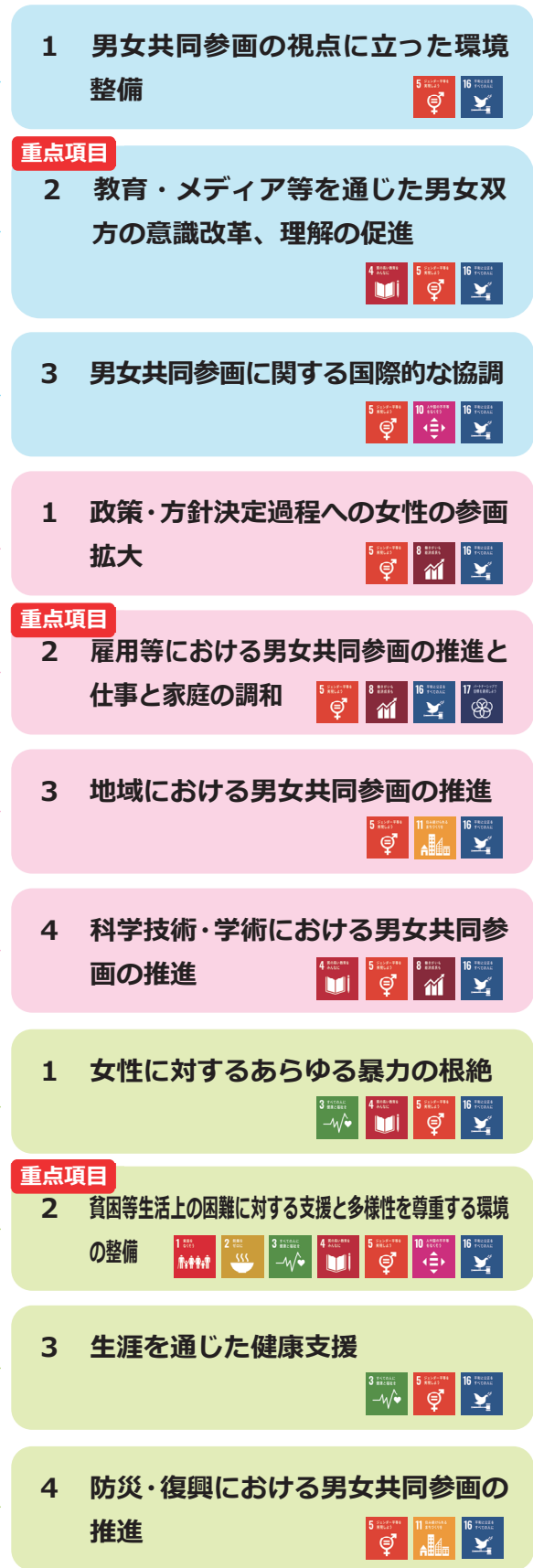
<日立市が目指す姿>



<基本方針>



<施策の方向性>



<取組の柱>

- ➡ (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた情報発信の充実
(2) 育児・介護等の負担軽減のための環境整備
(3) 多様性に配慮した公共施設の整備促進
- ➡ (1) 地域・家庭における男女共同参画の視点の強化
(2) 人生の選択肢を広げるキャリア教育*の充実
(3) いつからでも学び直しができる生涯にわたる学習機会の充実
(4) メディアリテラシー*の向上
- ➡ (1) 国際理解の推進
(2) 国際的な視野を持つ人材の育成
- ➡ (1) 女性人材・女性リーダーの育成
(2) 女性の政策決定過程への参画を進めるための環境整備
- ➡ (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた個人・事業主双方の意識啓発
(2) 女性が活躍するための学習機会及びサポート体制の充実
(3) 女性が安心して就業できる環境づくり
- ➡ (1) 地域力を高める人材の育成・環境づくり
(2) U I J ターン*の促進に向けてのサポート体制の充実
(3) 情報発信機能の充実及び通信環境の整備
- ➡ (1) 理工系分野への女性参画拡大に向けてのサポート体制の充実
(2) 学生に対する理工系分野を担う女性人材の育成強化
- ➡ (1) DV被害防止のための人権教育・啓発活動の充実
(2) 各種相談体制の充実と被害者保護・支援に向けての環境整備
- ➡ (1) 誰一人取り残さない多様な働き方の実現
(2) 子どもへの貧困対策・教育環境の充実
(3) 性的マイノリティ*等の人権に配慮したダイバーシティ*社会の実現
- ➡ (1) 若年層に対する様々な視点からの健康教育の推進
(2) 選択肢としての結婚・出産の希望がかなう社会づくり
(3) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進
- ➡ (1) 女性防災人材育成の促進
(2) あらゆる人に配慮した防災体制の構築

* 用語の解説は、資料編の用語解説 参照 (p.86)

5 重点的に取り組む施策の方向性

基本方針ごとに施策の方向性がいくつかありますが、その中でも、国・県の計画やアンケート調査等の結果を鑑みて、次の3つの施策の方向性に対して重点的に取り組んでいきます。

(1) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

男女共同参画社会の実現には、男女が性別にとらわれずに個人の能力を發揮し、自立して生きていくことができるよう、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深める必要があります。そのためには、学校教育のみならず、地域や家庭生活を含め子どもに関わる全ての大人たちが、広く男女共同参画の視点を持って子どもたちと接することが重要です。

(2) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭の調和

働きたい女性が仕事と子育て・介護等家庭生活の二者択一を迫られないことがないように、男性型労働慣行を改め、男性・女性にかかわらず全ての人の働き方を改善させることが重要です。

また、女性がやりがいを持って働き続けるためには、事業主のみならず、個々の意識改革が必要となります。

(3) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

生まれた境遇や置かれた環境等により個人の可能性が狭められることがないように、各種相談体制を充実させながら、一人一人の希望に沿った選択とチャレンジができる環境を整えることが重要です。

6 「女性活躍推進計画」と「DV対策基本計画」

この計画のうち、次の基本方針Ⅱの施策の方向性1と2の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定された市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置付けるものです。

基本方針	施策の方向性	取組の柱
Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)女性人材・女性リーダーの育成 (2)女性の政策決定過程への参画を進めるための環境整備
	2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭の調和	(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた個人・事業主双方の意識啓発 (2)女性が活躍するための学習機会及びサポート体制の充実 (3)女性が安心して就業できる環境づくり

また、次の基本方針Ⅲの施策の方向性1は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定された市町村基本計画（DV対策基本計画）として位置付けるものです。

基本方針	施策の方向性	取組の柱
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)DV被害防止のための人権教育・啓発活動の充実 (2)各種相談体制の充実と被害者保護・支援に向けての環境整備